認定子ども氏名 令和7年10月分 預かり保育料の請求額計算シート(認可外保育施設併用の場合) □ この領収書は、令和元年10月からの幼児教育・保育の機関化に伴ってお住立いの他町村から「施設等刊 用絵材設定」を平けた方が、給付金(ド省てのための施設等刊用絵付)を他町村へ構求する際に必要と なります。護収の時間や方法は、歴史を受けた中間村からの第内に沿ってくだされ (請求する月ごとに1枚作成します) 1 ご利用の幼稚園の預かり保育事業を利用した分の請求額の計算 (幼稚園が預かり保育事業を実施していない場合は、下記2のみ記載してください) ① ご利用の幼稚園から交付されている「領収証兼特定子ども・子育て支援の提供に 係る提供証明書」(10月分)から、無償化の対象となる額と預かり保育の利用日数 運営事業者の を書き写します。 特定子ども・子育で 支援利用料① 円 上記以外の費用② ロ 子育てのための施設等利用給付 (無信化) の対象となる施設利用料 ○支払った保育料のうち無償化の対象となる額 円 上記正に領収しました。なお、下記のとおり認定子どもに対し、子ども・子育て支援法第30章 の11第1項に定める特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します。 (特定子ども・子育て支援利用料) ○預かり保育の利用日数 alle ser ser ② 利用日数に450円を乗じた額を計算します。 (450円×利用日数の計算結果を記入) $= |_{2}$ 450円 × 預かり保育の利用日数 円 日 預かり保育 分給付額 ③ ①、②と月額上限額11,300円(新2号認定の場合)を比較して低い額を右欄に記載します。 Щ 2 (幼稚園以外の)認可外保育施設等を利用した分の請求額の計算 ④ 認可外保育施設等の利用分の請求上限額を確認します。 (上記③の額を記入) 月額上限額 一 預かり保育分の給付額 月の初日から末日まで施設等利用給付認定を受けていた場合、B欄に11.300円と記入 施設等利用給付認定の認定期間がこの月の途中から始まっている場合やこの月の途中で終了している場合、 B欄に下の計算式により日割り計算した額を記入 $_{\exists}$ \div 31 \exists = $_{B}$ 11.300円 × 月のうち認定を受けていた日数 (例えば認定期間が18日から31日までなら14日と記入) 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用した際に交付されている以下の (5)書類を確認し、無償化の対象となる額(特定子ども・子育て支援利用料)を合計します。 【認可外施設, 一時預かり事業】 【ファミリーサホ゜ートセンター事業】 領収証兼特定子ども·子育て支援の提供に係る提供証明書 盛岡市ファミリーサポートセンター事業活動報告書 特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書 ○ この様似着は、布和元年10月からの設定者等・在実の整度をに作 最終は変更・1.単元になが、終行会・行者でかったかの影響等に指 でもます。実施の影響が当たったが、整合を「作者でかったかの影響等に指 でもます。実施の影響が当た。重要を表けた音楽がもの必要が なります。実施の影響が当た。重要を表けた音楽がもの必要と なります。実施の影響が当た。 盛岡市ファミリー・サポート・センター事業活動報告書(依頼会員用 ○ の短初書は、令和元年10月からの幼児を育・音質の無償をに伴ってお往主いの市割村から「施 財産も開始付款」を乗りた力が、納付金(字軍でのための施製等専用総付)を市局料・構ます ・ る際に必要となります。機関なの機能から流は、配金を受けた他市村から場合のにおってくがまし、 領収証兼特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書 特定子ども・子育て支援の提供に係る提供 (会和 年 日公) 子供の様子 住 所 運営事業者の 代表者職氏名 選択事業者の 運営事業者の代表を確た名 活動種別の1か2に ○がついている場 特定子ども・子育で 支援利用料① 四 上記以外の費用② 円 合のみ対象 下配のとおり認定子どもに対し、子ども・子育て支持 子育て支援を提供したことを証明します。 定子ども・子育て支援の提供内容 事業収分 埋出 おり認定子どもに対 機を提供したことをE 上記正に領収しました。なお、下記のと り器店子どもに対し。子ども・1 保育事業 (幼稚園等で白麗) 日~ 日 (青事業 (幼稚園等で自園に在籍) 合計 証明書類が複数枚発行されているときは、その月の利用分の金額を全て合計してください。 ○支払った保育料のうち無償化の対象となる額(特定子ども・子育て支援利用料) 円 認可外 施設等分の 給付額 └---> ⑥ ④で計算した上限額と⑤の額を比較し、少ない方の額を右欄に記載します。

3 当月分請求額の計算

上記1の「預かり保育分の請求額③」と、上記2の「認可外保育施設等分の請求額⑥」の合計額を計算します。

預かり保育分 請求額 円 + 認可外保育施設 ⑤ 円 = **10月分 請求額** 円

請求する月毎の請求額の合計を施設等利用費請求書の「6. 請求する預かり保育利用料の額」欄に書き写してください。

計算シートの記載例、エクセル版の様式、よくある質問などは市公式ホームページに掲載しています。(「盛岡市 預かり保育 無償化」で検索していただいても表示されます。)記載例などの資料を紙で受け取りたい場合は、ご利用の幼稚園又は市子育てあんしん課へお申出ください。



認定子ども氏名 令和7年11月分 預かり保育料の請求額計算シート(認可外保育施設併用の場合) □ この領収書は、令和元年10月からの幼児教育・保育の機関化に伴ってお住立いの他町村から「施設等刊 用絵材設定」を平けた方が、給付金(ド省てのための施設等刊用絵付)を他町村へ構求する際に必要と なります。護収の時間や方法は、歴史を受けた中間村からの第内に沿ってくだされ (請求する月ごとに1枚作成します) 1 ご利用の幼稚園の預かり保育事業を利用した分の請求額の計算 (幼稚園が預かり保育事業を実施していない場合は、下記2のみ記載してください) ① ご利用の幼稚園から交付されている「領収証兼特定子ども・子育て支援の提供に 係る提供証明書」(11月分)から、無償化の対象となる額と預かり保育の利用日数 運営事業者の を書き写します。 円 子育てのための施設等利用給付(無信 作 の対象となる施設利用料 ○支払った保育料のうち無償化の対象となる額 円 上記正に領収しました。なお、下記のとおり認定子どもに対し、子ども・子育て支援法第30章 の11第1項に定める特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します。 (特定子ども・子育て支援利用料) ○預かり保育の利用日数 W 10 10 ② 利用日数に450円を乗じた額を計算します。 (450円×利用日数の計算結果を記入) = 12 450円 × 預かり保育の利用日数 円 日 預かり保育 分給付額 ③ ①、②と月額上限額11,300円(新2号認定の場合)を比較して低い額を右欄に記載します。 Щ 2 (幼稚園以外の)認可外保育施設等を利用した分の請求額の計算 ④ 認可外保育施設等の利用分の請求上限額を確認します。 (上記③の額を記入) 円 一 預かり保育分の給付額 月額上限額 = 月の初日から末日まで施設等利用給付認定を受けていた場合、B欄に11.300円と記入 施設等利用給付認定の認定期間がこの月の途中から始まっている場合やこの月の途中で終了している場合、 B欄に下の計算式により日割り計算した額を記入 $_{\exists}$ \div 30 \exists = $_{B}$ 11.300円 × 月のうち認定を受けていた日数 (例えば認定期間が18日から28日までなら11日と記入) 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用した際に交付されている以下の (5)書類を確認し、無償化の対象となる額(特定子ども・子育て支援利用料)を合計します。 【認可外施設, 一時預かり事業】 【ファミリーサホ゜ートセンター事業】 領収証兼特定子ども·子育て支援の提供に係る提供証明書 盛岡市ファミリーサポートセンター事業活動報告書 特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書 ② この様故意は、令初北京10月からの幼児を育・保育の無償とに作 開起状態と、生を行ったが、納付金(今年でのための影響を利用 なります、現在の機能が力は、変更を受けたが明からの案内 でなります。現在の機能が力は、変更を受けたが明からの案内 盛岡市ファミリー・サポート・センター事業活動報告書(依頼会員用 この証明書は、令和元年10月からの処児教育・保育の賠償をに伴ってお仕まいの市町村から「施 投寄利用給付設定」を受けた力が、給付金(子育でのための施設等利用給付)を示定村へ援求す る際に必要となります。横濱の時間や方法は、認定を受けた市町村からの第四人立ってください。 市内日(集日に〇日) ・ 知知語の近り ・ 知知語の加え が無当な整備の向かり及びま が無当な表現を表現の ・ 知知語の個で後の概か ・ 別知語の例がり ・ 別知語の例がり ・ 別知語の例がり 大・女選用 (番号) 1. 提供会員を 2. 依頼会員を 3. その他 カ月 領収証兼特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書 (今和 年 日分) 特定子ども・子育で支援の提供に係る提供証明書 (会和 年 日公) 子供の様子 住 所 運営事業者の 代表者職氏名 選挙事業者の 運営事業者の代表を確た名 活動種別の1か2に ○がついている場 特定子ども・子育で 支援利用製① 四 上配域外の資用② 四 合のみ対象 下配のとおり認定子どもに対し、子ども・子育て支援 子育て支援を提供したことを証明します。 を子ども・子育て支援の提供内容 事業区分 掲伸 上記正に領収しました。なお、下記 の11第1項に含める絵字子ども・子書 おり認定子どもに対し 関を提供したことを記 上記正に領収しました。なお、下記のと り器定子どもに対し、子ども・1 病児保育事業 W 20.20 日 ~ リ保育事業(幼稚園等で自園に 日~ 日 (青事業 (幼稚園等で自園に在籍) 合計 証明書類が複数枚発行されているときは、その月の利用分の金額を全て合計してください。 ○支払った保育料のうち無償化の対象となる額(特定子ども・子育て支援利用料) 円 認可外

3 当月分請求額の計算

上記1の「預かり保育分の請求額③」と、上記2の「認可外保育施設等分の請求額⑥」の合計額を計算します。

└---> ⑥ ④で計算した上限額と⑤の額を比較し、少ない方の額を右欄に記載します。

預かり保育分 請求額 円 + 認可外保育施設 ⑤ 円 = **11月分 請求額** 円

請求する月毎の請求額の合計を施設等利用費請求書の「6. 請求する預かり保育利用料の額」欄に書き写してください。

計算シートの記載例、エクセル版の様式、よくある質問などは市公式ホームページに掲載しています。 (「盛岡市 預かり保育 無償化」で検索していただいても表示されます。) 記載例などの資料を紙で受け取りたい場合は、ご利用の幼稚園又は市子育てあんしん課へお申出ください。



施設等分の 給付額

認定子ども氏名 令和7年12月分 預かり保育料の請求額計算シート(認可外保育施設併用の場合) □ この領収書は、令和元年10月からの幼児教育・保育の機関化に伴ってお住立いの他町村から「施設等刊 用絵材設定」を平けた方が、給付金(ド省てのための施設等刊用絵付)を他町村へ構求する際に必要と なります。護収の時間や方法は、歴史を受けた中間村からの第内に沿ってくだされ (請求する月ごとに1枚作成します) 1 ご利用の幼稚園の預かり保育事業を利用した分の請求額の計算 (幼稚園が預かり保育事業を実施していない場合は、下記2のみ記載してください) ご利用の幼稚園から交付されている「領収証兼特定子ども・子育て支援の提供に 係る提供証明書」(12月分)から、無償化の対象となる額と預かり保育の利用日数 運営事業者の を書き写します。 円 子覧でのための施設等利用給付 (無値 の対象となる施設利用料 円 記述分の費用 (教材費、食材料費、適識 送売費等) ○支払った保育料のうち無償化の対象となる額 円 上記正に領収しました。なお、下記のとおり認定子どもに対し、子ども・子育て支援法第30章 の11第1項に定める特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します。 (特定子ども・子育て支援利用料) ○預かり保育の利用日数 W 10 10 ② 利用日数に450円を乗じた額を計算します。 (450円×利用日数の計算結果を記入) = 12 450円 × 預かり保育の利用日数 円 日 預かり保育 分給付額 ③ ①、②と月額上限額11,300円(新2号認定の場合)を比較して低い額を右欄に記載します。 Щ 2 (幼稚園以外の)認可外保育施設等を利用した分の請求額の計算 ④ 認可外保育施設等の利用分の請求上限額を確認します。 (上記③の額を記入) 円 一 預かり保育分の給付額 月額上限額 =月の初日から末日まで施設等利用給付認定を受けていた場合、B欄に11.300円と記入 施設等利用給付認定の認定期間がこの月の途中から始まっている場合やこの月の途中で終了している場合、 B欄に下の計算式により日割り計算した額を記入 $_{\exists}$ \div 31 \exists = $_{B}$ 11.300円 × 月のうち認定を受けていた日数 (例えば認定期間が18日から31日までなら14日と記入) 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用した際に交付されている以下の (5)書類を確認し、無償化の対象となる額(特定子ども・子育て支援利用料)を合計します。 【認可外施設, 一時預かり事業】 【ファミリーサホ゜ートセンター事業】 領収証兼特定子ども·子育て支援の提供に係る提供証明書 盛岡市ファミリーサポートセンター事業活動報告書 特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書 □ ○回標故事は、告初元年10月からの助売商業・保育の無償をに作 開始状態では、生物に力が、結付金(で存てのための施修者制度 なります、構造の開発が力は、最初分金(で存てのための施修者制度 なります、機能の開発が力は、最初分金(の表すのための施修者制度 なります。最後の開発が力は、最初分金(の表すの表現を対していません)。 盛岡市ファミリー・サポート・センター事業活動報告書(依頼会員用 この短羽青は、今和元年10月からの幼児を育・長耳の無償をに伴ってお往本いの市取村から「施 投手引用地付援型」を乗りた方が、納付金(子軍でのための施設等利用給付)を市面料へ提示す る際に必要となります。機業の前機をから減止、緊急を受けた市市村から原外に沿ってくるだっ)~ 上野戦 分)(天気 労働選所 領収証兼特定子ども・子育で支援の提供に係る提供証明書 特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書 (会和 年 月分) 子供の様子 性 所 運営事業者の 代表者職氏名 産業事業者の 代表者職氏名 運営事業者の代表者職氏名 活動種別の1か2に ○がついている場 特定子ども・子育で 支援利用料① 円 上配以外の費用② 円 合のみ対象 下記のとおり認定子どもに対し、子ども・子育て支援法第 30 条の 11 第 1 項に スカイエ級と組み トゥートと 紅田県 トゥート 上記正に領収しました。なお、下記の11第1項に定める終定子ども・子育 おり認定子どもに対し 細を機体したことをお 上記正に領収しました。なお、下記のの以第1項に定める機定をおよっており、 り都定子どもに対し、子ども・ |水準値! たことを知明! ます 特定子ども・子育て支援の提供内容及び利 事業区分 提供日(提供日敷※ 特定子ども・子育て支援の提供内容及び料 事業区分 提供日(提供日敷※ 予どもを預かる 日 ~ リ保育事業(幼稚園等で自園に作 日 ~ 日 早育事業(幼稚園等で自園に在籍) 合計 証明書類が複数枚発行されているときは、その月の利用分の金額を全て合計してください。 ○支払った保育料のうち無償化の対象となる額(特定子ども・子育て支援利用料) 円 認可外

3 当月分請求額の計算

上記1の「預かり保育分の請求額③」と、上記2の「認可外保育施設等分の請求額⑥」の合計額を計算します。

預かり保育分 請求額 円 + 認可外保育施設 ⑤ 円 = **12月分 請求額** 円

請求する月毎の請求額の合計を施設等利用費請求書の「6. 請求する預かり保育利用料の額」欄に書き写してください。

計算シートの記載例、エクセル版の様式、よくある質問などは市公式ホームページに掲載しています。(「盛岡市 預かり保育 無償化」で検索していただいても表示されます。)記載例などの資料を紙で受け取りたい場合は、ご利用の幼稚園又は市子育てあんしん課へお申出ください。

└---> ⑥ ④で計算した上限額と⑤の額を比較し、少ない方の額を右欄に記載します。



施設等分の 給付額

3 当月分請求額の計算

上記1の「預かり保育分の請求額③」と、上記2の「認可外保育施設等分の請求額⑥」の合計額を計算します。

預かり保育分 請求額

6.000

+ 認可外保育施設 等分の請求額

3.650 _円

=

10月分

請求額

9.650

請求する月毎の請求額の合計を施設等利用費請求書の「6. 請求する預かり保育利用料の額」欄に書き写してください。

計算シートの記載例、エクセル版の様式、よくある質問などは市公式ホームページに掲載しています。(「盛岡市 預かり保育 無償化」で検索していただいても表示されます。)記載例などの資料を紙で受け取りたい場合は、ご利用の幼稚園又は市子育てあんしん課へお申出ください。

